

平成23年度第1回 自治基本条例勉強会の概要

日 時	平成23年6月21日(火) 午後7時00分～8時45分
場 所	落合第一地域センター3階 集会室
出席者	委 員 12名 特別出張所: 村山所長、佐藤副所長、新川主査、関口まちづくり活動支援員
配付資料	①自治基本条例逐条解説

◎ 岡田代表より

- ・ 我々に直接関わるのは、第7章「住民投票」、8章「地域自治」、9章「子どもの権利等」、10章「国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等」だと思う。そのあたりから進めてはどうか。

△ 意見1

我々に一番関わるのは、第8章「地域自治」についてだが、それだけを勉強すれば良いという事ではないと思う。何の為にこの条例が必要か、また基本理念や、前文について理解を深めなければ、条例の中身を十分に理解する事は出来ないと思う。

△ 意見2

前文がこの条例の骨格になっているのだと思うし、前文も条例であるのだから、前文からやるのが良いと思う。

△ 意見3

読み合わせをして、認識を新たにしてはどうか。

～ 条文の読み合わせ ～

■ 質問1

第7章 第17条 2

「……別に条例で定めるものとする。」とあるが、別の条例というのはもう動いているのか。また、この条例については、18歳以上の外国人はどうするのか等、考えなければならない問題が多々あると思う。

● 回答1

別の条例はまだ動いていない。

■ 質問2

前文 最後から7行目

「新たな時代の流れを深く自覚し」とあるが、新たな時代とは何か。何を深く自覚しなければならないのか。

今回、この基本条例は、議会・行政・区民の三者が同等の立場で討議して作られた。このような参加の仕方自体が新しい事だと言われている。個人的な考えとしては、新しい時代の流れというのは、ただ単に行政、政府から言われることだけをやるのではなく、ボランティア団体、地域団体など、市民レベルから始めている様々な事を、行政と共によく進ませる事が今の時代の流れだと思う。皆さんの考えを伺いたいが、和田委員はどう考えるか。

● 回答2

中央集権から地方分権に舵を切ったのが約11年程前。新宿区においてもそれを踏まえ、10年経って、やっとこの基本条例ができた。新たな時代の流れというのは、中央集権から地方分権に流れていったという事に間違いはないと思う。ただ、新しい流れの中に、三者で作るという新宿区の手法まで入るかどうかは、それぞれの考え方だと思う。

△ 意見4

前文 最後から5行目、第1条

「……創造します。」とあるが、「創造する」という言葉の意味は、ゼロから何かを作るという事。それに対して、第1章 第1条の最後に、「更なる自治の……」とある。「更なる」という言葉の意味は、何かあったものに対して「更に」と付け加えるもの。つまり、第1条では既存の自治を認めているという事になる。前文では「創造する」と言っているのに対し、第1条では既存の自治を認めるという矛盾が出ている。このような矛盾や、とらえようのない表現が前文だけでも多数ある。細かい言葉に対して引っかかる部分はあるが、この条例の方向性をつける文章としてみれば悪くないと思う。

△ 意見5

前文 最後から9行目

「成熟した地域自治を……使命です。」という表現が理解しにくい。自治とは、自分達の町の事を自分達が責任を持って問題解決していくという事と理解しているが、それと「成熟した地域自治」という表現が自分の中でどう繋げたら良いのか分からない。

△ 意見6

一つ一つの言葉の表現について吟味していくのではなく、この基本条例を我々が理解していく時に、どんな理念を持って理解していったらよいかを、皆で話し合った方がよいのではないか。

△ 意見7

我々にとって身近な問題を条例につなげて行ければ一番良いと思う。

△ 意見8

この勉強会は、どのような方向性を持って、どのように進めていくのかを決めてはどうか。

△ 意見9

方向性は決めなくてよいと思う。

△ 意見10

前文の前半には、新宿区の成り立ちや特性が長々と記載されているが、これは、区民の定義が、住民だけではなくて通勤、通学者も含むという事で記載しているのか。それとも、基本条例というものの中には記載するものなのか。個人的には無くてもよいのではないかと思える。

△ 意見11

読み合わせをして条例の中身を見た。これについて、どこからどのようにやっていくのかという事を考えれば良いのではないか。

△ 意見12

第8章の「地域自治」から進めていきたい。

△ 意見13

第8章の「地域自治」から進めたい。第8章の3に記載のある「地域区分」、「地域自治組織」については、第8章の4に「別条例で定める」とある。この別条例というものをどのような条例にして、どういう組織を作って欲しいかという事を討議し、その結果を別条例に反映させる事が勉強会の主題だと思う。

△ 意見14

第8章 地域自治 第21条 3 4

3「区民は……置くことができる」とあるのに対し、4「……別に条例で定める」とある。これは、区民が置くことができるものに対して、区が別条例を定めるというねじれが起きていると読み取れる。このねじれが今後どのように変わっていくのか不安。地区協として、3、4について深く討議し、結果を区に提言できる勉強会にしたい。

■ 質問4

第8章 地域自治 第21条 3 4

地区協を地域自治組織として条例に定められなかったから、第8章の4のような表現になったのか。

● 回答4

自治基本条例は我が町の憲法だと言われているので、まずは、憲法とは何かという事をおさえておきたい。憲法を遵守するのは、国民ではなく公務員である。憲法により、国民が直接義務を負うという事は無い。国民が義務を負うのは、憲法によって義務を負った公務員が、国民に対して作る法律による。自治基本条例がわが町の憲法であるからには、主権者である区民が、行政と議会に対して、「このようにやってください」というのがあってしかるべき。しかし、この自治基本条例は、最高規範と言いながらも単なる条例の一つに過ぎないので、区に対してこのような事をやってくださいというのが書かれてあると同時に、区民もここに書いてある事を守ってください、という二つの要素が入っているという事を覚えておいていただきたい。

地域自治について考える時には、地域自治組織である町会があるにもかかわらず、「なぜ地区協ができたのか」を理解できているかどうか重要。当初、地区協は、町会とは別の役割を担うという事で発足したはず。他区からは、これは素晴らしいシステムだと評価されている。しかし、地区協の趣旨が今日までぼやけている為、区の内部では、地区協不要論まで出ている。これは非常にもったいない事だと思う。「区民は……置くことができる」という事について、地区協としてはどうしたいのか、というたたき台を作るのがよいと思う。

■ 質問5

地区協はなぜできたのか。

● 回答5

平成18年に、10地域にモデルとなるような規約を示して地区協を立ち上げていただいた背景としては、町会・自治会の加入率の低下、また、町会費を払っていても、実際の町会活動には参加していない方が多くいるという現状が一つ。更に、社会全体から見た時に、町会自治会がどのような機能を果たしているかという、全ての機能を果たしている訳ではない。町会自治会にふさわしい領域があるのだと思う。一方で、当時、行政が課題を解決するというのは、財政的にも不可能になってくる。少子高齢化社会で、今後の財政負担が増えてくるという中で、新しい公共という考え方が出てきた。これは、多様な主体が公共サービスを担うというもの。それを受けて、多様な主体が協議し、より良い社会を作っていく場として、地区協を立ち上げたのだと思う。

△ 意見15

理論的には良い。公共を担う色々な主体を、どのようにまとめて組織化するか、というのが、地区協に与えられた使命だと思う。簡単に言えば、「ネットワークを構築せよ」という事。しかし、今の地区協は、ネットワークを構築するのを忘れ、自分達だけで何かをしようとしている。理論的に言えば、地区協は、単に所属する40人だけの団体ではなく、核となる団体なのだから、他団体とのネットワークを構築し、一緒に活動するとか、活動してもらうなどしなければ40人の団体の価値は無い。それを考えると、加入率が低下しているとは言え、最大の団体である町会を、この使命を担う団体とするべきだったのではないかと思う。理論的には素晴らしいのに、配慮が足りなかった為、現在うまく行っていないのではないか。

△ 意見16

第21条の4に記載のある、「別条例」ができた後に地区協ができれば良かったと思う。

■ 質問6

地区協は区によって作られたのだから、自治組織ではないと思う。町会では、この条例に記載されている「地域自治組織」について、どのような話をしているのか。

● 回答6

町会でも町連でも、そういった話は一切出ない。町連の中でも地区協はいらないという意見はある。落一地区は、町会がしっかりと活動をしているのでそのような意見が出るが、地域によっては、地区協が地域の中心的な組織になっているところもある。区が作った地区協が地域自治組織ではないとすると、地区協の存在は何になるのか。そこから考えなければならない。

■ 質問7

地区協と町会の関係が円滑に行っている地域とっていない地域の比率はどのくらいか。

● 回答7

比率は分からないが、町会がしっかりと地域に根付いている地域は地区協がうまくいかず、町会活動がうまくいっていない地域では、地区協がそれをカバーしている。地区協が出来て地域がまとまったという地域もあるし、地区協はいらないという地域もある。

△ 意見17

地区協は必要か、必要ではないか、そこからいったら良いのではないか。

△ 意見18

落一地区に関しては、町会が担う公共サービスのクオリティが高いと思う。落一として、仮に地区協があった方が良いのではないかと考えた場合、町連、育成会等の既存の組織と話し合いをもつ良い機会なのではないか。

△ 意見19

町会の加入率が現在約50%と言われているが、ここから次世代を築いていかないと町会は続いていかない。地区協は区が作った組織ではあるが、この組織が今後どのような組織になるかは別としても、町会の穴を埋めるための組織として存在し続ける事ができるのであれば、多様性に富んだ地域自治が出来ると思う。町会に加入していない人の中にも、地区協に入ってみようという人がいるかもしれない。地域に参加する為の選択肢が二つあるという事も、多様性の一つだと思う。地区協不要論がある反面、町会不要論があるかもしれない。マンション等の住人が、どのように町会や地区協に関わっていくかも一つの課題である。小さなところで出来上がった自治を、地域にひっぱり出すという意味では、町会や地区協のようなものが沢山あって良いと思う。そこに参加すれば区政参画できるという団体は、沢山あって良いと思う。

△ 意見20

一番良いのは、町会と地区協がうまくやっていくことだと思う。そのポイントを見つけていければ良いと思う。

■ 質問8

条例を作る際の討議の中で、町会という自治組織についてはどのように討論されたのか。

● 回答8

議論していない。この条例を作った大きな目的の一つは、今ある地区協を、条例の中に制度化するという事。しかし最終的にはそうならず、第8章の4に記載されている形で先送りされた。ただ、その時の方向性を集約すると、今ある地区協のままでは、地域自治組織に平行移動することはできないだろうという事。地区協が必要かどうか、本音で討議したい。

△ 意見21

個人的には、PTA活動から地域活動を始めたが、その時に思ったのは、地域団体があまりにも沢山あるという事。数年前に地区協が出来ると聞いたとき、そういった数ある地域団体をまとめる組織になるのではないか、という感じがあり参加した。自治組織というのを考えた時、200万円という事業予算を出してもらわない方が良かったと思う。地域の数ある団体をまとめられるような組織として存続した方が良いと思うが、地区協のあり方は考え直した方が良い。

△ 意見22

様々な地域団体が交流し合い、それをまとめていく組織だと思って地区協に入った。地区協の参加団体である各地域団体が、どのような活動をしているかを地区協の中で話し合い、連携をうまくとっていくような団体になると良いと思う。今は、地域団体など関係なく、PTで活動する形になっているが、今後、この地区協をどういう組織にしていくのかを話し合いながら考えていきたい。

△ 意見23

これから地区協をどうしていくかという話になってきたが、それはまだ早いと思う。地区協が取り組む活動に事業予算を使うかどうかについては、十分に討議する必要があると思う。

△ 意見24

この自治基本条例そのものについてもっと勉強していくのか、第8章の地域自治について話し合いをしていくのか、第2回目を開催する前に決めておくのが良いと思う。

△ 意見25

地区協と一番関わりがあり、一番興味のある第8章から始めていき、ここが終わったら、次にどこを勉強するかを決めていってはどうか。

■ 質問9

地域の中での自治組織とは町会だけか。

● 回答9

そのとおり。

△ 意見26

第8章の地域自治から勉強していく事には賛成だが、この条例を勉強していくにあたり、そこに連動して出てくる素朴な疑問、地域に関する事で知らない事などがあつた時には、横道にそれない程度に、一つ一つ疑問を解決しながら進めて頂きたい。

△ 意見27

様々な疑問、意見がでるのは当然だと思うので、そのように進めていきたい。

<決定事項>

今後は第8章から始めていき、それについての結論が出たら、次にどこをやるかを皆で話し合い進めていく。